組合員
船員組合員　資格取得届書

組合使用欄	基幹登録	個人番号確認	資格情報高齢証	マイナ保険証登録	資格確認書
				有・無	

①個人番号							
所属所名		組合員等記号番号	―	②職名			
③氏名	（フリガナ）		④生年月日及び性別	昭和 平成	年　月　日	男・女	
⑤現住所（居所）	（フリガナ） （〒　　―　　） **「丁目」「番地」を「ー」に置き換えたり、「字」「アパート名」等を省略せず「住民票」の表記どおりに記入してください。**居所と住民票の住所が異なる場合は、下段に住民票の住所を記入してください。						
住民票の住所	（〒　　―　　）※上段の居所と異なる場合のみ記入してください。						
⑥給付金等の受取口座（組合員名義）	金融機関コード		店舗コード		口座番号（右つめ）		
	金融機関名	銀行 農協 金庫	店所	普通			

組合員種別	⑦任用形態について該当するものに〇をしてください。	
	常時勤務を要する職	非常勤の職
組合員種別コード	1　任期の定めのない常勤職員 2　任期付職員・再任用職員 3　臨時的任用職員	4　会計年度任用職員 5　任期付短時間職員・再任用短時間職員 6　その他（　　）

標準報酬						⑧資格取得月の掛金納付	
固定的給与	円	短期	等級	千円		当月・翌月	
非固定的給与	円	厚年	等級	千円			
計	円	退年	等級	千円			

資格取得年月日	令和　年　月　日	⑨資格取得前に所属していた組合名又は所属所名	
		共済組合名	
		所属所名	
⑩部課署	名称	共済組合が支給する年金を受給中の場合（全額停止を含む。）に記入してください。	
	番号		
⑪基礎年金番号	―	年金の種別	共済組合名
		老齢・障害・遺族	

上記のとおり 組合員／船員組合員 の資格を取得しましたので届け出ます。

愛媛県市町村職員共済組合理事長 様

令和　年　月　日

氏　名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　年　月　日

所属所長　職　名

氏　名

課長		課長補佐		主任係長		係	

裏面に注意事項を記載していますのでご確認ください。記入後は速やかな提出をお願いします。

≪マイナ保険証の使用について≫

「組合員資格取得届書」の資格情報がオンライン資格確認等システムへデータ登録が完了するまで、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を使用しての保険診療は受けられません。

データ登録完了後に所属所を経由して交付する「資格情報通知書」がお手元に届いた日以降は、マイナ保険証を使用して医療機関の受診ができます。

「組合員資格取得届書」に記入もれや記入誤り等がある場合は、データ登録に時間を要し、医療費の一時的な全額負担が発生する可能性がありますので、「組合員資格取得届書」は以下の記入要領をよく読んで記入していただき、記入後は速やかにお勤め先の共済事務担当課（所属所）に提出してください。

※ マイナ保険証が利用できない方には「資格確認書」を交付します。

※「資格情報通知書」がお手元に届く前に医療機関を受診したい場合は、事前にマイナポータルにアクセスしていただき、健康保険証のページの保険者名が愛媛県市町村職員共済組合に変更されていることを確認のうえ、医療機関を受診してください。

≪組合員資格取得届書　記入要領≫

① 個人番号の記入は必須です。記入誤りがないよう番号をよく確認して記入してください。

② 調理員・用務員については、職名と併せて勤務場所を記入してください。

③ 氏名は住民票に登録されている氏名を記入し、フリガナはカタカナで正確に記入してください。

④ 和暦で記入してください。

⑤ 住所は「丁目」「番地」等を「－」に置き換えないでください。又「字」「マンション名」等も省略することなく、住民票の表記どおりに記入をお願いします。現住所（居所）と住民票の住所が異なる場合は、下段に住民票の住所を記入してください。

⑥ 組合員名義の口座を記入してください。ゆうちょ銀行の場合は、振込用の口座番号等を確認のうえ記入してください。

⑦ 特別職以外は任用形態を記入してください。任用形態により厚生年金の被保険者種別（第１号厚生年金被保険者（日本年金機構）又は第３号厚生年金被保険者（全国市町村職員共済組合連合会））が異なります。

⑧ 給与の支給が翌月払いのため資格取得月に掛金の納付ができない者は、翌月に〇を、それ以外の者は当月に〇を記入してください。

⑨ 資格取得前に他の共済組合に加入していた場合は、資格取得前に所属していた共済組合名等を記入してください。

⑩ 部課署を管理している所属所は記入してください。

⑪ 短期組合員、船員短期組合員、後期高齢者等短期組合員の方は記入の必要はありません。

【その他】

- 船員組合員の資格を取得した者にあっては船員手帳の記号番号を、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による障害の認定を受けている者にあっては資格取得年月日及び有効期限を、それぞれ表面左上の余白に記入してください。
- 本組合において資格情報を登録後、個人番号の紐付け誤りを防ぐために、登録した情報に誤りがないか社会保険診療報酬支払基金において登録情報の再確認が行われます。確認は氏名（漢字・カナ）、住所、生年月日、性別により実施され、住所の確認は住民票の住所と突合しているため、本組合への住所の届出が住民票のとおりでない場合は住所相違によるエラーとなり、資格情報のデータ登録に時間を要することとなります。